2　この指針のいかなる規定も、雇用に関する基準となる最低条件に係る規則に関して船舶所有者又は船舶所有者団体と船員団体との間で合意された取決めの適用を妨げるものと解すべきでない。ただし、権限のある機関が当該最低条件を認める場合に限る。

第3規則　労働時間及び休息時間

2.3

目的　船員が規定された労働時間又は休息時間を有することを確保すること。

1　加盟国は、船員の労働時間又は休息時間が規定されることを確保する。

2　加盟国は、一定の期間における最長の労働時間又は最短の休息時間であって規範の規定に適合するものを定める。

A2.3　基準　労働時間及び休息時間

1　この基準の適用上、

(a)「労働時間」とは、船員が船舶のために労働することを要求される時間をいう。

(b)「休息時間」とは、労働時間以外の時間をいうものとし、短い休憩を含まない。

2　加盟国は、5から8までに定める制限の範囲内において、一定の期間において超えてはならない最長の労働時間又は一定の期間において与えられる最短の休息時間を定める。

3　加盟国は、他の労働者の労働時間の基準と同様に、船員の通常の労働時間の基準について、一週間当たり一日の休日及び公の休日における休養を伴う一日八時間を基礎とすることを確認する。ただし、このことは、加盟国が、船員の通常の労働時間をこの基準よりも不利とならないように定める団体交渉の合意を承認し、又は登録するための手続を有することを妨げるものではない。

4　加盟国は、自国の基準を定めるに当たり、船員（特に、その職務が航行の安全並びに船舶の運航の安全及び保安に関係する者）の疲労がもたらす危険を考慮する。

5　労働時間又は休息時間の限度は、次のとおりとする。

(a)　最長の労働時間は、次のとおりとする。

(i)　二十四時間につき十四時間以内

(ii)　七日間につき七十二時間以内

(b)　最短の休息時間は、次のとおりとする。

(i)　二十四時間につき十時間以上

(ii)　七日間につき七十七時間以上

6　休息時間は、二分割を限度として分割することができる。そのうち一の休息の長さは、六時間以上とし、かつ、休息と次の休息との間隔は、十四時間以内とする。

7　招集、消火及び救命艇に係る操練並びに国内法令及び国際文書に定める操練は、休息に及ぼす支障を最少のものにとどめ、かつ、疲労を引き起こさない方法によって行う。

8　機関区域が無人となる場合のように船員が待機の状態にある場合において、労働のための呼出しにより通常の休息が妨げられたときは、当該船員は、これを補う適当な休息が与えられる。

9　7又は8の規定に関し、団体交渉の合意若しくは仲裁裁定が存在しない場合又は団体交渉の合意若しくは仲裁裁定が不十分であると権限のある機関が判断する場合には、権限のある機関は、関係する船員が十分な休息を与えられることを確保するための措置について定める。

10　加盟国は、船舶内の労働の配置に関する表を船員が容易に利用することのできる場所に掲示することを要求するものとし、この表には、それぞれの職務につき少なくとも次の事項を含める。

(a)　海上及び港における業務の予定

(b)　国内法令又は適用可能な団体交渉の合意が要求する最長の労働時間又は最短の休息時間

11　10に規定する表については、船舶内の常用語及び英語により標準化された様式で作成する。

12　加盟国は、5から11までの規定の遵守を監視することを可能にするため、船員の毎日の労働時間又は休息時間の記録が保持されることを要求する。当該記録は、権限のある機関が利用可能な国際労働機関の指針を考慮して定める標準化された様式又は国際労働機関が作成した標準化された様式とする。当該記録は、11に規定する言語によるものとする。船員は、船長又は船長の委任を受けた者及び自己によって署名された自己に関する当該記録の写しを受け取る。

13　5及び6の規定は、加盟国が、定められた限度の例外を認める団体交渉の合意について権限のある機関が承認し、又は登録するための国内法令又は手続を有することを妨げるものではない。そのような例外については、この基準の規定にできる限り従うものとする。ただし、当直を担当する船員又は短航海に従事する船舶において労働する船員に対し一層頻繁な若しくは一層長期の休暇又は代休を与えることを考慮することができる。

14　この基準のいかなる規定も、船長が船員に対し、船舶、乗船者若しくは貨物の速やかな安全の確保又は海上における遭難船舶若しくは遭難者への援助のために必要な労働にその時間の長さのいかんを問わず従事することを要求する権利を害するものと解してはならない。したがって、船長は、労働時間又は休息時間の予定を中止し、及び船員に対し、通常の状態が回復されるまでの間、必要な労働にその時間の長さのいかんを問わず従事することを要求することができる。船長は、通常の状態が回復された後、実行可能な限り速やかに、予定された休息中に労働に従事した船員に対し適当な休息を与えることを確保する。

B2.3.1　指針　年少の船員

1　海上及び港において、全ての十八歳未満の年少の船員について、次の(a)から(c)までの規定を適用すべきである。

(a)　労働時間は、一日当たり八時間及び一週間当たり四十時間を超えないものとすべきである。時間外労働は、安全上の理由から避けることのできない場合に限るべきである。

(b)　全ての食事のために十分な時間を与えるべきである。一日の主要な食事のためには、少なくとも一時間の休息時間を確保すべきである。

(c)　連続する二時間の労働の後ごとにできる限り速やかに、十五分の休息を与えるべきである。

2　1の規定は、例外的に、次の場合には、適用することを要しない。

(a)　甲板部、機関部及び司厨（ししゅう）部において当直又は輪番制による職務に従事する年少の船員について、適用することが実際的でない場合

(b)　確立した計画及び予定に基づく年少の船員の効果的な訓練が妨げられる場合

3　2に規定する例外的な場合については、理由を付して記録し、船長が署名すべきである。

4　1の規定は、年少の船員について、A2.3基準14に定めるところにより緊急時に労働するという全ての船員の一般的義務を免除するものではない。

第4規則　休暇についての権利

2.4

目的　船員が適当な休暇を与えられることを確保すること。

1　加盟国は、規範の規定に従って、自国を旗国とする船舶において雇用される船員が適当な条件の下で年次有給休暇を与えられることを要求する。

2　船員は、自己の健康及び福祉のために、その職務上の要請に合致する上陸許可を与えられる。

A2.4　基準　休暇についての権利

1　加盟国は、年次休暇に関する船員の特別の必要を適切に考慮して、自国を旗国とする船舶において業務を行う船員の年次休暇に関する最低基準を定める法令を制定する。

2　年次有給休暇に関する船員の特別の必要を考慮した適当な計算方法を定める団体交渉の合意又は法令に従うことを条件として、年次有給休暇についての権利は、一箇月の雇用につき最低二・五日を基礎として計算する。勤務期間を算定する方法は、各国の権限のある機関により又は適当な機構を通じて定められる。正当な欠勤は、年次休暇とはみなさない。

3　この基準に定める最小限の年次有給休暇を放棄する合意は、権限のある機関によって定められる場合を除くほか、禁止する。